

障害者支援施設
障害福祉サービス事業所
相談支援事業所
障害児入所施設等
障害児通所支援事業所

設置者の長 様

長野県健康福祉部障がい者支援課長

令和 5 年度障害福祉サービス等情報公表制度の運用について（通知）

本県の障がい福祉行政の推進について、平素より格別の御協力を賜り感謝申し上げます。

標記の件について、指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度が平成 30 年 4 月から施行され、障害福祉サービス等の情報を毎年度報告することとされています。

つきましては、「令和 5 年度長野県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱」に基づき、下記のとおり報告をお願いします。

記

1 報告の対象サービス等の種類

全ての障害福祉サービス等（居宅介護、生活介護、就労継続支援、児童発達支援、計画相談支援 他）
（基準該当サービスを除く）

2 報告の内容

実施要綱の別添 1 「基本情報」及び別添 2 「運営情報」参照

3 報告の方法

独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて行う。

※下記 URL の情報公表システム関係連絡板からログインし、「操作説明書」や「記入要領」を参照の上、報告を行ってください。

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>

4 報告期限

- 令和 5 年 4 月 1 日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
令和 5 年 7 月 31 日（月）
- 令和 5 年 4 月 1 日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から 1 か月以内

5 その他

(1) ログインID・パスワードの確認について

情報公表システムへログインするためには、ログインID・パスワードが必要となります。

ログインID・パスワードは1事業者（法人）につき1つ設定されています。事業者内の全ての事業所で共有する、事業者内の事業所情報を集約して報告する等、全ての事業所の情報を報告できるよう、御留意願います。

なお、長野県内において初めて事業所を設置した事業者へは、指定申請書類に記載いただいたメールアドレスあてにログインID・パスワードを送付しています。

(2) ログインID・パスワードが不明の場合

ログインID等が不明の場合、下記の連絡先に必要事項をメール本文に記載の上、御連絡願います。

記載頂いたメールアドレスあてに情報公表システムから「事業者登録通知」を送付いたします。

【連絡先】

長野県障がい者支援課施設支援係 (fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp)

【必要事項】

- ・事業者（法人）名
- ・ログインID及びパスワード送付先メールアドレス（システムからの連絡用メールアドレス）
- ・電話番号
- ・担当者名

6 情報公表制度関係通知等掲載場所

【障害福祉サービス等情報公表制度について】

長野県ホームページ > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > 障害福祉サービス > 障害福祉サービス事業者向け情報 > 障害福祉サービス事業者の皆さまへ > 障害福祉サービス等情報公表制度について

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/johokohyo.html>

長野県健康福祉部障がい者支援課

（課長） 藤木 秀明

（担当） 倉田 早希（情報公表制度全般・共同生活援助・短期入所）

原 伸一（居宅系）

吉田 景子（施設系）

金井 めぐみ（障がい児）

堀内 祐希（相談支援・自立生活援助）

電話直通：026-235-7149／026-235-7105（相談支援・自立生活援助）

FAX : 026-234-2369

E-mail : fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp